

札幌駅北口地区景観保全型広告整備地区告示改正 新旧対照表

現行	改正案	説明								
<p>4 許可基準</p> <p>(1) 当該景観保全型広告整備地区に係る許可基準は、次に掲げるもののほか、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。</p> <p>ア 都市景観及び自然美に調和し、かつ、そのデザイン性が高いものであること。</p> <p>イ 面積、形状、色彩、数量及び表示又は設置する位置は、広告物等を表示又は設置する建築物及び街並み景観の連続性に配慮したものであること。</p> <p>ウ 構造上安全であり、公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。</p> <p>別表 1</p> <table border="1" data-bbox="161 743 954 1246"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>許可基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁面広告物</td> <td> (1)省略 (2) 中層部の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、自家用広告物で事業又は営業の名称若しくは商標のみを表示する広告物等、又は臨時的に掲出される懸垂幕（掲出位置及び形状を変えることなく、その表示内容を短期間（概ね 15 日）で変更する広告幕をいう。以下同じ。）については、この限りでない。 (3) 高層部以上の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、建築物若しくは施設の名称又はシンボルマークについては、この限りでない。 (4) ~ (10)省略 </td> </tr> </tbody> </table> <p>壁面広告物以外は省略</p>	種類	許可基準	壁面広告物	(1)省略 (2) 中層部の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、自家用広告物で事業又は営業の名称若しくは商標のみを表示する広告物等、又は臨時的に掲出される懸垂幕（掲出位置及び形状を変えることなく、その表示内容を短期間（概ね 15 日）で変更する広告幕をいう。以下同じ。）については、この限りでない。 (3) 高層部以上の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、建築物若しくは施設の名称又はシンボルマークについては、この限りでない。 (4) ~ (10)省略	<p>4 許可基準</p> <p>(1) 当該景観保全型広告整備地区に係る許可基準は、次に掲げるもののほか、別表 1 及び別表 2 のとおりとする。</p> <p>ア 都市景観及び自然美に調和し、かつ、そのデザイン性が高いものであること。</p> <p>イ 面積、形状、色彩、数量及び表示又は設置する位置は、広告物等を表示又は設置する建築物及び街並み景観の連続性に配慮したものであること。</p> <p>ウ 構造上安全であり、公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。</p> <p><u>エ 道路上に突き出す場合は、道路管理者の許可を受け、又は協議を経たものであること。</u></p> <p>別表 1</p> <table border="1" data-bbox="1041 743 1839 1246"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>許可基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>壁面広告物</td> <td> (1)省略 (2) 中層部の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、次に掲げるものについてはこの限りでない。 <u>ア 建築物若しくは施設の名称又はシンボルマーク</u> <u>イ 自家用広告物で事業又は営業の名称若しくは商標のみを表示する広告物等</u> <u>ウ 臨時的に掲出される懸垂幕(掲出位置及び形状を変えることなく、その表示内容を短期間（概ね 15 日）で変更する広告幕をいう。以下同じ。)</u> (3) 高層部以上の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、建築物若しくは施設の名称又はシンボルマークについては、この限りでない。 (4) ~ (10)省略 </td> </tr> </tbody> </table> <p>壁面広告物以外は省略</p>	種類	許可基準	壁面広告物	(1)省略 (2) 中層部の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、次に掲げるものについてはこの限りでない。 <u>ア 建築物若しくは施設の名称又はシンボルマーク</u> <u>イ 自家用広告物で事業又は営業の名称若しくは商標のみを表示する広告物等</u> <u>ウ 臨時的に掲出される懸垂幕(掲出位置及び形状を変えることなく、その表示内容を短期間（概ね 15 日）で変更する広告幕をいう。以下同じ。)</u> (3) 高層部以上の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、建築物若しくは施設の名称又はシンボルマークについては、この限りでない。 (4) ~ (10)省略	<p>現に必要な許可を明記</p> <p>(2)について文言整理</p>
種類	許可基準									
壁面広告物	(1)省略 (2) 中層部の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、自家用広告物で事業又は営業の名称若しくは商標のみを表示する広告物等、又は臨時的に掲出される懸垂幕（掲出位置及び形状を変えることなく、その表示内容を短期間（概ね 15 日）で変更する広告幕をいう。以下同じ。）については、この限りでない。 (3) 高層部以上の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、建築物若しくは施設の名称又はシンボルマークについては、この限りでない。 (4) ~ (10)省略									
種類	許可基準									
壁面広告物	(1)省略 (2) 中層部の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、次に掲げるものについてはこの限りでない。 <u>ア 建築物若しくは施設の名称又はシンボルマーク</u> <u>イ 自家用広告物で事業又は営業の名称若しくは商標のみを表示する広告物等</u> <u>ウ 臨時的に掲出される懸垂幕(掲出位置及び形状を変えることなく、その表示内容を短期間（概ね 15 日）で変更する広告幕をいう。以下同じ。)</u> (3) 高層部以上の壁面には表示又は設置しないこと。ただし、建築物若しくは施設の名称又はシンボルマークについては、この限りでない。 (4) ~ (10)省略									